

## 令和3年度北海道包括外部監査の結果に基づき講じた措置

【特定のテーマ：産業振興に係る財務事務の執行について】

改善を要する事項	講じた措置
第3 介護ロボット導入支援事業	
<p>意見 1</p> <p>【委託先の選定にあたっては競争性を確保すべきである。】 委託先は、毎年度、公募型プロポーザルを実施して選定している。委託先の選定にあたっては、本来競争性が確保されるべきところ、平成31年度以降、プロポーザルへの参加者は1者となっており、競争性が確保されていない状況であった。この点、プロポーザルへの参加がなされない要因の検討を行い、複数の参加者が得られるような工夫を行うべきであった。 道は委託先の選定にあたっては、競争性を確保するため、プロポーザルへの参加者を確保するための対応を行うべきである。</p>	<p>事業者がプロポーザルに参加するにあたって、それぞれ障壁となる要因（事業の実施方法）について、各事業者が実施可能な形で提案（より効果的に事業の目的を達成できることが条件）できるように見直し、令和4年度の実施要綱に反映しました。</p>
第4 民族共生象徴空間（ウポポイ）を通じたアイヌ文化魅力発信事業	
<p>指摘 1</p> <p>【再委託の範囲を明確にすべきである。】 白老駅賑わい創出事業は、A社を代表者とするコンソーシアムに、ウポポイ魅力発信事業は、B社に委託されているが、委託業務の中には、観光情報の発信等を目的とした常設ブースの設置・運営業務があり、当該業務の実施に必要な仮設建造物の設営に係る電気工事や会場設営なども含まれており、業務の性質上、受託者のみで行うことが困難なことから、受託者が第三者との契約によってこれら業務の一部を行わせていた。受託者が第三者との契約によって受託業務の一部を行わせることは、再委託に該当し、委託者である道が承認をしない場合には、原則としてこれを行わせることはできず、道は、承認手続きを行うべきであったと考えるが、道によれば、再委託の範囲や該当性を示した「調査研究委託の手引」を踏まえ、資材の調達、製本、少額工事、会場借上げ等の受託業務を行うために必要な経費であるこれら外注は、再委託に該当しないから、承認手続きは不要であると判断し、承認手続きを経なかった。 本件における道の判断は、再委託の範囲や該当性について、上記の見解を明確にした規則、通達等が存在しないことが原因と考えられることから、業務の遂行上、必要な再委託については適切な承認手続きが得られるよう関係規則、通達等の整備とともに、改めて、周知を徹底すべきである。</p>	<p>再委託の範囲については、北海道財務規則及び業務委託事務取扱要綱において、この範囲の大枠を示すとともに、平成2年に、これらの詳細を定めるガイドラインとして「調査研究委託の手引」を作成し、これにより運用しています。 手引には、受託者が委託業務の遂行過程において、単に、補助的に、第三者を使用することとどまる場合は再委託ではない旨を明記するとともに、いくつかの例を挙げて再委託に該当しない場合を示しているところですが、この度の周知などに係る指摘があったこと、また、手引作成後相当期間が経過していることを踏まえ、令和4年2月に開催した財務会計事務指導職員研修会において、「再委託の範囲」はもとより、「再委託全般の取扱い」について周知徹底を図ったほか、令和4年3月に改めて再委託制度の解説資料を作成の上、庁内イントラネットに掲載し全庁周知を図りました。</p>
<p>意見 2</p> <p>【適切な成果指標を設定すべきである。】 各実施事業においてはアウトカム指標・事業評価の基準としてのKPIの設定が必要であるが、下記の事業においては明確な指標が設定されておらずその成果が明らかとなっていない。それぞれの事業内容及び目標に対応する具体的な指標の設定が必要である。 【ウポポイ魅力発信事業委託業務】 ウポポイの具体的な魅力を道民に広く周知するとともに、ウポポイへの来場を促進する。 （参考指標例：youtube等のSNSフォロワー等） 【ウポポイ・アイヌ文化魅力発信映像制作委託業務】 ウポポイへの誘客の促進及び開業効果の地域への波及並びにアイヌ文化の魅力を発信する。 （参考指標例：youtube等のSNSフォロワー等） 【白老駅北観光商業ゾーン「民間活力導入区域」賑わい創出事業】 ウポポイ周辺の賑わいを創出し、誘客促進を図る。 （参考指標例：白老駅前の流入人員動向、商業ゾーン店舗の販売状況等） 【秋・冬期来客促進事業】 ウポポイの魅力や地元・周辺地域の特色などを活用した企画を実施し、具体的な誘客に結びつける。 （参考指標例：白老駅前の流入人員動向、商業ゾーン店舗の販売状況等）</p>	<p>令和4年度に実施した同様の事業において、事業内容を勘案し、次のとおりKPI指標の設定を行いました。</p> <p>【アイヌ工芸品販路拡大・担い手育成推進事業】 工芸等担い手育成インターンシップ延べ日数 30日 【ウポポイ・アイヌ文化関連施設等魅力発信事業】 文化体験イベントの入場者数 60人 【2020東京オリンピック大会アイヌ文化レガシー発信事業】 舞踊観客者数 200人 【アイヌの歴史・文化理解促進普及啓発事業】 オンライン・歴史文化体験イベント等の参加者数 280人</p>
第5 航空ネットワーク形成推進費	
<p>指摘 2</p> <p>【負担金の額が相当かどうか検証をするべきである。】 道は、A実行委員会に対し負担金として年1,000万円を支出している。同委員会は、道民の海外旅行需要を喚起することを目的とし、その経費は委員会を構成する団体の負担金及びその他の収入をもって充てることとされるが、収支予算表によれば、全体の65%を道が負担する。 道によれば、負担金の金額や妥当性については、毎年、内部で協議の上、妥当と判断し同委員会との総会において承している。内部の協議においては、当該事業は、「北海道航空ネットワークビジョン」における「アウトバウンド需要の拡大」に資する事業であることから道が主体的に取り組む事業であること、また、イベント等では、行政以外の団体からは、物品など負担金以外での提供もあることを鑑み、1,000万円を妥当と判断したとのことであった。 しかしながら、協議の具体的な内容は不明であり、負担金を支出することの効果として1,000万円が相当かどうか、十分な検討を行うべきである。</p>	<p>道は航空ネットワークの維持・拡充に向け、航空会社等と連携しながらアウトバウンド需要の拡大に資する事業を実施しており、道の負担金額については、過去の事業実績や関係機関等のニーズを踏まえながら毎年度決定しているところですが、今後は、個別の事業についてもより具体的な検証を行うなど、内容の明確化に努めていきます。</p>
<p>意見 3</p> <p>【中期・短期的、具体的な指標を設定する必要がある。】 当事案において、質問票によると成果指標として「道内空港の国際線利用者数」を掲げているが各事業における成果指標としては適切ではない。なお、北海道航空ネットワークビジョン2018において長期的な数値目標として国内線、国際線及び離島路線の利用者数が掲げられており各事業案の成果指標作成の基礎となる。各事業においては、明確な成果指標が策定されていないが上記数値目標を達成するための中期・短期的、具体的な指標の策定が必要である。</p>	<p>指標については、北海道総合計画において「道内空港の国際線利用者数」、また、北海道航空ネットワークビジョンにおいて、国際線利用者数に加え、国内線と離島路線の利用者数と国際貨物取扱量の目標値を設定しています。 今後、ポストコロナに向け、旅客需要の回復を図っていくため、空港運営事業者や航空会社、空港周辺自治体などと連携した取組を進めていくところであり、航空ネットワークビジョンの見直し等にあたっては、他県の状況等も参考にしながら、コロナの影響が生じる前の利用者数の設定など、状況に合った適切な指標の策定について検討していきます。</p>
<p>意見 4</p> <p>【契約金額の相当性を確認するべきである。】 新千歳空港国内線サーモグラフィー設置監視業務については、新千歳空港ターミナルビルを管理するB社に委託がなされた（当初契約期間：令和2年4月17日乃至同年5月6日、当初業務委託料：1,119万8,000円）。契約金額は、同社からの見積書を参考に定めたが、そのうち会議室利用料として、1日あたり7万2,600円が計上されていた。会議室は、2名1組で対応するスタッフの待機、機材の保管に使用されたが、面積は約85㎡から98㎡と記載されていた。 道によれば、貸会議室の近隣相場を基準に算出したことから問題ないとの説明であったが、算定された会議室利用料は用途（数名の待機、機材の保管）に照らし一般的に高額と思われる、貸会議室の区分により算定されるのは合理的ではないことから、算定基準の見直しを検討されたい。</p>	<p>本事業は、令和2年度で終了していることから、今後、同様の事業を実施する場合は、会議室利用料の算定を合理的に行ったことが後に検証できるよう、その基準や判断過程を経緯として残すよう検討していきます。</p>

	改善を要する事項	講じた措置
意見 5	【負担金について、契約を結ぶべきである。】 道は、A実行委員会に対し毎年1,000万円の負担金を拠出しているが、同実行委員会との間で負担金に関する契約は結ばれていなかった。負担の根拠としては、同実行委員会の規約が存在するが、他の事業における負担金支出については協定書等が結ばれているところ、同様の取扱いが望ましい。	負担金の支出にあたっては、同実行委員会の規約に基づき、総会において負担金額を決定していますが、今後は他の実行委員会や協議会等の取扱いを参考とするなど、適切な事務処理を行っていきます。
第6	地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業	
意見 6	【事業の内容に適合した成果指標を設定すべきである。】 質問票の回答によれば、本事業は公益社団法人北海道観光振興機構による間接補助事業であるため、補助を受ける観光関連団体については事業毎に成果目標等を設定しているが、道としては目標を定めてはいないとのことであった。しかしながら、負担金が補助金か委託であるかなど支払の名目を問わず、また、道として実施する直接事業であるか間接事業であるかを問わず、支出した資金に見合う成果が得られているかの評価は当然に行うべきものであると考える。 道は、事業の内容に適合した成果指標を設定し、支出した負担金に見合う成果が得られていることの検証を行うべきである。	各事業において、道の便益や公益上の必要性に考慮した事業の遂行がなされていることを検証できるように、今後、適切な成果指標設定等の措置を講じることとしました。
第7	異業種チャレンジ奨励事業	
意見 7	【速やかな支給が行われていない。】 奨励金の申請者管理表を確認したところ、申請日から奨励金支出までの期間は平均46.8日、最短30日、最長81日となっていた。 本奨励金は新型コロナウイルス感染症の影響による離職者が、介護や建設など人手不足が深刻な対象職種に異業種から正社員等として転職した場合、就職者及び企業に奨励金を支給することを事業の実施目的としているが、現状では、奨励金支出までの期間が平均46.8日、最長81日というやや長期になっている為、道はこれを短縮化する対応策を検討・実施すべきである。	財務会計トータルシステムに債権者登録する業務及び支出負担行為登録する業務について、RPAソフトウェアを導入し、自動化することにより、従来は2人で丸1日程度かかっていた業務（書類30件を処理するのに約2人・日）を、2時間程度まで短縮しました。 また、対象職種に従事していた状況を提出書類から判断するのに時間を要していたため、要綱を見直し、対象職種を対象職種とするなど、審査の簡素化を図りました。
意見 8	【奨励金の支給に関する効果を検討する必要がある。】 当事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者が、介護や建設など人手不足が深刻な対象職種に異業種から正社員等として転職した場合、就職者及び企業の双方に奨励金30万円が支給される。 当該奨励金について「異業種チャレンジ奨励事業 就職者アンケート集計結果（令和3年6月25日時点）」を確認したところ、「対象職種への就職にあたり、奨励金はどう影響しましたか？」という質問項目に対し、「以前から選択肢にあった職業で、奨励金がなかったとしても、就職した。」という回答が50.2%となっており、就職者のうち半数程度は30万円の奨励金がなくとも異業種へ転職していたと考えられる。 道はこれを踏まえ、奨励金の存在が異業種への転職誘因となる就職者等への影響度も勘案し、支給金額によってどの程度事業目的に寄与するかの効果を検討すべきである。	これまでに奨励金を活用して雇用した従業員が3人以上いる企業に調査員を派遣し、企業の人事・総務等の受入担当者及び雇用された従業員と面談するなど、転職者の就業状況を調査し、令和4年度の事業で奨励金支給に関する効果検証を行いました。
第9	国内誘客促進強化事業	
意見 9	【適切な成果指標を設定すべきである。】 負担金の定義について地方自治法その他の法律上の明確な規定はなく、一般的に地方自治体が構成する団体等の行う特定の事業や活動に対して行う支出とされる。公益上の必要性（地方自治法232条の2）が求められる支出という点で補助金と同じであるが、一般的に負担金は自治体が一定の便益を受けるという点で補助金と異なっている。 したがって「一定の便益を道が受けていること」及び「公益上の必要性」を目標数値や文書により明らかとするため、以下の事項を整備することが望ましい。 ①事業目標の設定と達成度の評価 ②事業を進めるうえで実施している道と観光振興機構との打ち合わせメモ  ②については、短期的な数値目標を設定するのが困難な事業の場合もあると考えられる。その場合には、当該事業にかかる打ち合わせメモを作成することで、道の便益や公益上の必要性を直接または間接的に考慮した事業の遂行がなされていることを明確にすることが望ましいと考える。	各事業において、道の便益や公益上の必要性に考慮した事業の遂行がなされていることを検証できるように、今後、適切な成果指標設定等の措置を講じることとしました。
意見 10	【検査すべき項目・内容の明文化を検討すべきである。】 当該負担金について、執行内容について、道の職員が観光振興機構に訪問し、その内容をチェックした結果問題なかった旨の報告書が作成されているが、具体的なチェック内容が明記されていない。補助金であれば、要綱や運用方針、Q&A等の文書により対象範囲や提出物等の詳細が定められており、補助金支給の適切性をチェックするポイントが明らかとなるが、当該負担金の支出に関してそのように明文化されたものはない。 観光振興機構における負担金に対応する事業の支出内容をチェックする際のチェック方法や過去の指摘事項等をふまえたチェック内容を文書化し平準化・効率化のためにチェックリストの作成等を行うことが望ましいと考える。	過去の指摘内容等を踏まえたチェックリストを作成し、令和3年度負担金事業の完了検査から支出内容をチェックする際に活用することとしました。
第10	広域連携DMOとしての北海道インバウンド戦略立案事業	
意見 11	【適切な成果指標を設定すべきである。】 負担金の定義について地方自治法その他の法律上の明確な規定はなく、一般的に地方自治体が構成する団体等の行う特定の事業や活動に対して行う支出とされる。公益上の必要性（地方自治法232条の2）が求められる支出という点で補助金と同じであるが、一般的に負担金は自治体が一定の便益を受けるという点で補助金と異なっている。 したがって「一定の便益を道が受けていること」及び「公益上の必要性」を目標数値や文書により明らかとするため、以下の事項を整備することが望ましい。 ①事業目標の設定と達成度の評価 ②事業を進めるうえで実施している道と観光振興機構との打ち合わせメモ  ②については、短期的な数値目標を設定するのが困難な事業の場合もあると考えられる。その場合には、当該事業にかかる打ち合わせメモを作成することで、道の便益や公益上の必要性を直接または間接的に考慮した事業の遂行がなされていることを明確にすることが望ましいと考える。	各事業において、道の便益や公益上の必要性に考慮した事業の遂行がなされていることを検証できるように、今後、適切な成果指標設定等の措置を講じることとしました。
意見 12	【検査すべき項目・内容の明文化を検討すべきである。】 当該負担金について、執行内容について、道の職員が観光振興機構に訪問し、その内容をチェックした結果問題なかった旨の報告書が作成されているが、具体的なチェック内容が明記されていない。補助金であれば、要綱や運用方針、Q&A等の文書により対象範囲や提出物等の詳細が定められおり、補助金支給の適切性をチェックするポイントが明らかとなるが、当該負担金の支出に関してそのように明文化されたものはない。 観光振興機構における負担金に対応する事業の支出内容をチェックする際のチェック方法や過去の指摘事項等をふまえたチェック内容を文書化し平準化・効率化のためにチェックリストの作成等を行うことが望ましいと考える。	過去の指摘内容等を踏まえたチェックリストを作成し、令和3年度負担金事業の完了検査から支出内容をチェックする際に活用することとしました。

	改善を要する事項	講じた措置
第12 中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業		
意見 13	<p>【補助対象者について「中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業費補助金交付要綱」、「中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業費補助金の手引き」及び「中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業Q&amp;A」において齟齬なきよう定めるべきである。】</p> <p>「A団体」については、道によれば、要綱第3条3号に定める「同一の市町村内の複数の事業者等で構成する団体」に該当する補助事業者として交付決定しているとのことであったが、同団体の構成員名簿には、同一の市町村内の事業者ではない者も含まれていた。この点について、同団体の事業参加者名簿で参加対象の事業者を同一市町村内の事業者に限っている場合には、補助対象とする旨をQ&amp;Aで整理しており、同団体からは、他の市町村事業者を参加対象としない記載された名簿の提出を受けたとの説明がなされた。</p> <p>補助対象者は要綱により明示的に定めるべきであり、Q&amp;Aで整理すべきものではないと考える。</p>	<p>本事業は令和2、3年度にそれぞれ単年度事業として実施しており、令和3年度は補助対象者の要件を要綱で明示的に定めるとともに、要綱、運用及び手引きを齟齬なきよう定めています。</p>
意見 14	<p>【補助対象となる経費について「中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業費補助金交付要綱」及び「中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業費補助金の手引き」において齟齬なきよう定めるべきである。】</p> <p>当事業の目的は「地域の商店街等が実施する新型コロナウイルス感染予防対策や消費促進の取組、3密防止に要する経費の一部を補助することにより、本道における感染抑制と地域商業活性化の促進を図ること」である。要綱第4条第1項第1号に定める「感染拡大防止・消費促進支援事業」の要綱の手引きに補助事業の具体例として「コミュニティスペース、アンテナショップ等の共同施設における窓や換気扇設置等の施設整備」及び「補助対象者が運営する共同施設におけるサーキュレーター、空気清浄機、パーテーション等3密を防ぐための備品経費、賃借料」等が示されているが下記3案件については明示的に定められてはいない。</p> <p>①A商店街協同組合商店街の共同設置休憩場所に設置可能なベンチ14台を設置するとし、その効果として子供から大人までの幅広い年齢層の買い物客が来店するが店内で休憩するとなると3密になる可能性が高いため屋外にベンチを設置した、加えて滞在時間が増えることから購入金額も増え商店街が活性化するとしたものの</p> <p>②B商工会に対し、後付けセンサー水栓、小便器自動フラッシュバルブ設置費用として70万5,000円が支給されていた。要綱4条2項に定める共用施設等整備事業（補助対象者が運営する共同施設における3密を防ぐための施設整備費）として支給されていたものの。</p> <p>③C団体に対し、リモート会議用パソコン一式として20万6,800円が支給されていたもの。</p>	<p>本事業は令和2、3年度にそれぞれ単年度事業として実施しており、令和3年度は補助対象となる経費の要件を要綱で明示的に定めるとともに、要綱、運用及び手引きを齟齬なきよう定めています。</p>
第14 エネルギー地産地消事業化モデル支援事業		
意見 15	<p>【事業計画の妥当性を検討すべきである。】</p> <p>補助金交付要綱第4条第2項において前項に掲げる事業については、次のいずれにも該当していなければならない。</p> <p>(1) 地域のエネルギー活用に向けた市町村等の計画に基づいた事業であること</p> <p>(2) 事業の検討から設備等の導入を行う複数年度の事業であること</p> <p>(3) 民間資金の確保等を前提とした事業採算性のモデルを示すことができる事業であること</p> <p>(4) 金融機関等が参加した補助対象事業の検討組織を設置することができる事業であること</p> <p>(5) 事業の進捗状況、課題、成果等を公表することができる事業であることとしており、</p> <p>(3)において事業採算性のモデルを示すことができる事業であることとしているが、A市の事業計画における経済効果については、経費の削減及び非常時に防災拠点に備え付けている非常用電源、給湯設備等が不要となることによるこれらのメンテナンス費用及び売電可能電力による収入、現在想定する年間維持費等のいわゆるランニングコストのみを対象とした事業採算性の検討であり、投下資本（イニシャルコスト）の回収については全く考慮されていないものとなっている。当事業を今後のエネルギー地産地消事業化モデルとして紹介し事業展開を喚起する側面からは、投下資本回収も考慮した事業採算性を検討した計画を策定する必要がある。また、そのうえで、補助金等の助成も勘案し、ランニングコストを主体とした採算性を示すことも当モデル事業の展開の際には有用である。単年度収支と長期収支を共に策定する必要があると考察されるが審査対象項目とはなっていない。</p>	<p>A市に対し、投下資本（イニシャルコスト）回収も考慮した事業採算性を検討し、この結果を示すよう令和4年6月に指示し、ランニングコスト収支が拮抗しているA市の報告を確認したことから、収支の改善に向けた改善方策の再検討を令和4年7月に指示しました。</p> <p>現在、A市では、取組事業の価値、収益項目についての再精査を実施し、新たな事業採算性改善策に着手しています。</p>
意見 16	<p>【補助事業者への指導（契約、支出）を徹底する必要がある。】</p> <p>B町におけるモデル事業はコンソーシアムが補助事業者となって補助金の支給を受けている。その後、造成工事については、株式会社C社に発注されているが、契約関係書類を確認したところ、コンソーシアム構成員であるB町農業協同組合が契約当事者となり、同組合が工事代金の支払いを行っていることが確認された。補助事業者が行う取組に対し補助金が交付される仕組みとなっているところ、取組に関連する契約や支出は、補助事業の適正な執行、紛争の予防の観点から補助事業者17が主体となって行うべきであり、補助事業者に対し、かかる指導を徹底する必要がある。</p>	<p>当該補助事業者に対して、適切な契約、支出がなされるよう令和4年6月に指導を実施しました。</p>
意見 17	<p>【事業の内容に適合した成果指標を設定すべきである。】</p> <p>本事業は、エネルギー自給・地域循環の取組を促進するため、地域の特性に応じたエネルギー資源を効果的・効率的に利用し、地域におけるエネルギーの地産地消の事業化に向けたモデルとなる取組に対して補助を行うものである。当該事業の成果を測定する成果指標について、本事業は他の補助事業等とともに、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」に基づき、その目指す姿と目標に向けて実施するものであるため、本事業の成果指標を、当該計画の目標である「新エネルギー導入目標【発電分野】設備容量」としていると説明を受けた。しかしながら、設定された成果指標はあくまでも「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」に対応するものであって、本事業の内容・目的に照らして、事務事業レベルにおいて具体的な成果指標とはなっていない。</p> <p>道は、事業の内容・目的に適合したより具体的な成果指標を設定すべきである。</p>	<p>本事業は、令和3年度で終了していることから、今後、同様の事業を実施する場合は、事業内容に適合した成果指標を検討していきます。</p>
第16 道有施設の新エネ導入・省エネ加速化事業		
意見 18	<p>【対象事業選定時の選定基準を明確化すべきである。】</p> <p>対象事業を選定する際に、モデル性、PR効果、道内技術振興、先進性を選定基準としている。令和2年度において中小水力発電の導入に関する事業が3件採用されているが、道以外の道内自治体が所有しているダムは数基であり、他の自治体が追随できるモデル性（他の自治体への波及）という効果は薄い。一方で道として新エネに取り組んでいる姿勢や道内企業の技術振興の面で効果が期待できるため採用されたものと考えられるが、選定した各事業の成果を測定し明確化するためにも、また、当該定量的または定性的な情報を公表することで事業の目的であるPR効果が効果的に達成されるためにも、選定項目ごとに定量的または定性的な選定及び評価基準を設定することが望ましい。</p>	<p>対象事業について、モデル性やPR効果などの「選定基準」を改訂し、令和5年度の事業選定の前に、応募事業者に公表しました。</p> <p>令和5年度の事業選定では、応募事業者には、その「選定基準」にどのように取り組むか、「対応状況票」の事前提出を新たに求め、選定に向けて開催する「意見聴取会議」において、事業としての適正性・妥当性についての意見・質問を会議構成員から求めることとしました。</p>

改善を要する事項	講じた措置
<p>第17 海外人材確保緊急支援モデル事業</p> <p>意見 19</p> <p>【同一海外人材に対して同じ入国時期において支給（申請）がされていないことを確認するため、現状の審査手続きに加えてデータベース等の活用による検証体制の整備が必要である。】</p> <p>道においては、企業から申請があった段階（債権者登録時）で、過去に同一企業からの申請があったかどうか確認し、次に、同一企業からの申請があった場合には、申請管理表により、過去の申請時と入国日が異なっているかどうかの確認をしている。また、申請企業と入国した外国人材との関係性を技能実習計画認定通知書、パスポートの指定書、雇用契約書等で、企業名及び海外人材の氏名を確認している。なお、仮に補助対象期間中に、複数回に渡り、申請されたとしても、入国（待機）のタイミングが異なれば、補助対象になる。（※このことから海外人材が同一人物か否かの確認はしていない）。</p> <p>対象年度においては、約2,700名の海外人材を受け入れているが、不正受給防止のためには、現行の確認体制に加えて書類受領の際に海外同一人物か否かを確認するために、例えば、氏名、パスポートナンバー等重複申請がないか管理データベース上での照合を実施することも有効であり体制の整備を構築することが望まれる。</p> <p>意見 20</p> <p>【公共交通機関の不使用方法についても補助要件とすべきである。】</p> <p>本事業は、海外人材が、国が定める水際対策に基づき15日間待機を行う際の宿泊費用を補助するものである。補助金支出の要件としては、国が定める水際対策を実施することが求められる。国の水際対策としては15日間の宿泊待機であるが、その間、公共交通機関を使用しないことが含まれる。しかしながら、15日間を待たず国際空港付近のホテルではなく、公共交通機関を使用し北海道に移動した上で、宿泊をしていた事案について補助金を交付していた事実が確認された。</p> <p>道によれば、公共交通機関の不使用方法には定められておらず、当該支給は要綱上は問題ないとのことであったが、結果的に、国が定める水際対策に協力をしたとは言えない者の宿泊費用に対し補助金を交付する事態に至った。</p> <p>現行の要綱には、公共交通機関の不使用方法は明記されていないことから、要綱に明記することを検討されたい。</p> <p>第19 観光誘客促進道民割引事業</p> <p>意見 21</p> <p>【契約変更以外の対応を検討すべきであった。】</p> <p>観光誘客促進道民割引事業は、A社、B社、C社を構成員とする受託コンソーシアムに委託された（契約期間：令和2年6月24日から令和3年3月26日まで。委託料：2,492,364,900円）。その後、令和2年10月及び令和3年3月に、契約変更が結ばれ、委託額の変更（委託料：5,192,312,772円）と委託期間の延長（契約の終期：令和3年8月13日）がなされた。その結果、委託料は当初の倍額以上となり、期間も年度を超えるものとなった。</p> <p>道によれば、変更契約に関する規則等は存在せず、契約条項に協議によって契約を変更できるとの文言が存在することを理由に、予算の範囲内で変更契約は可能であるとのことであった。また、以下の理由に基づき、変更契約を行ったとの説明を受けた。</p> <p>①「どうみん割ぶらす・りとうぶらす」は、現行の「どうみん割」に金額を追加して実施する事業であり、「どうみん割」と分けて考えることは出来ない。</p> <p>②委託先は、公募型プロポーザル方式により正式な手続きを経て、選定された業者である。</p> <p>③現在進行中の事業であり、現行「どうみん割」に加えて「どうみん割ぶらす・りとうぶらす」を柔軟かつ確実に行うためにノウハウがある現委託先に委託する必要がある。</p> <p>④ノウハウがない新たな委託先を選定した場合、事務作業の混乱や遅れの発生、別々に委託することによる事務作業の煩雑さ、非効率になることが予想される。</p> <p>⑤拡充業務を効果的に実施するためには、道内宿泊事業者等への割引額支援業務を円滑に進める必要がある。現在、その業務は観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）受託コンソーシアムが行っており、本事業を委託するには、円滑な事業実施が期待できる現受託者において他にはない。</p> <p>しかしながら、上記の説明は現委託先との随意契約の理由になり得ても、契約変更により対応が可能な理由となるかどうかは疑問がある。特に、②委託先について一定の手続きを経て選定された業者であることは、変更契約を制限する理由と考えられる。</p> <p>本契約は、当初予定していた委託内容、委託期間及び委託料を変更するものであり、期間については年度を過ぎ、委託料は当初契約に定めるものの倍額を超えるものであったことを考慮すれば、変更契約以外の手続きを検討すべきであった。</p> <p>第20 環境保全型農業直接支援対策事業</p> <p>意見 22</p> <p>【適切な成果指標を設定すべきである。】</p> <p>環境保全型農業直接支払交付金については、環境保全型農業直接支払交付金（本体）と環境保全型農業直接支払推進交付金事業（道・市町村）があるがいずれも成果の測定方法及び成果指標が定められていない。</p> <p>環境保全型農業直接支払交付金（本体）については、農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む場合の支援を目的として、また、環境保全型農業直接支払推進交付金事業（道・市町村）については、市町村が農業者に対して環境保全型農業直接支払交付金事業を推進することを目的として実施しているものであるから、環境保全型農業直接支払交付金（本体）については、地球温暖化防止や生物多様性保全等に関連づく測定可能な成果指標を定めることを検討すべきであり、また、環境保全型農業直接支払推進交付金事業（道・市町村）については、環境保全型農業直接支払交付金事業の推進効果に関連づく測定可能な成果指標を定めることを検討すべきである。</p>	<p>管理データベース上に、在留カード番号も記載し、重複申請がないか確認することとしました。</p> <p>要綱を見直し、公共交通機関の不使用方法など、国が求める水際対策への対応（誓約書に記載）に違反した場合、補助金は交付しないこととしました。</p> <p>令和4年度実施の全都道府県民を対象とした旅行割引事業に係る同様の委託契約について、変更契約によることなく、新たにプロポーザル審査を実施の上、新規の契約を令和4年4月に締結しました。</p> <p>成果指標については、次の理由から設定が困難であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国へ照会したところ、成果指標の設定はしないとの回答があったこと</li> <li>・目標を設定している他都道府県がないこと</li> <li>・令和4年5月31日に開催した「北海道環境保全型農業直接支払に係る懇談会」（本制度で設けている都道府県段階の第三者機関）において、外部委員から「学術的に『これをやれば効果がある』ということでメニューを作っているものに対し、そこに効果指標を作るのは、測定も大変であり、やり方が違うものとしか言えない。」と、成果指標の設定に否定的な意見があったこと</li> </ul>

改善を要する事項	講じた措置
<p>意見 23</p> <p>【道における環境保全型農業直接支払交付金に係る抽出検査の実施結果の保管方法の取り扱いを定めるべきである。】 道における環境保全型農業直接支払交付金に係る抽出検査の実施状況は下記のとおりである。 ①都道府県は、環境保全型農業直接支払交付金実施要領の第8事務手続－7抽出検査の実施－（1）に基づき、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局と連携し、毎年度、農業者団体等の中から抽出し、必要に応じて現地に赴き、証拠書類等について検査を行うこととされている。 ②道における抽出検査の実施主体は振興局であり、本庁は、証拠書類等について検査を行う上で必要となる調査資料として、独自に「環境保全型農業直接支払交付金チェックリスト」を作成し活用し、振興局と共有している。 ③抽出検査の結果については、関係振興局が取りまとめ本庁に報告。環境保全型農業直接支払交付金実施要領の第8事務手続－7抽出検査の実施－（2）に基づき、本庁（都道府県知事）は、2月15日までに（1）の抽出検査の結果を関係振興局経由で関係市町村に通知をしている。</p> <p>令和2年度分の環境保全型農業直接支払交付金に係る抽出検査の実施状況を確認したところ、A市分の「環境保全型農業直接支払交付金チェックリスト」が本庁においてはデータでは保管されていたものの紙ベースでの保管はなされておらず、また、保管方法・保管書類に関する取扱いも定められていなかった。 今後、査閲の実施状況が事後的に第三者でも確認できるよう、抽出検査の実施結果についての保管方法・保管書類の取り扱いも定めるべきである。</p>	<p>抽出検査の実施結果については、検査を実施した振興局において、検査書類の原本を保管し、副本を食品政策課に送付するよう、令和4年度の「環境保全型農業直接支払交付金に係る抽出検査実施要領」に定めました。</p>
<p>第23 強い農業づくり事業</p> <p>意見 24</p> <p>【本庁及び振興局による市町村の事務手続において確認証跡の残し方を明確化すべきである。】 道（振興局）は「補助金等の額の確定に伴う現地調査確認票」にて市町村の事務手続を検証しているが、「補助金等の額の確定に伴う現地調査確認票」のチェック項目の記載方法について次のような事例が見受けられ、記載方法が統一されていない状況である。 &lt;見受けられた事例&gt; 確認項目に対する回答として「適」「否」を選択する必要があるが、 ①該当がない場合には回答欄に斜線を引いている ②備考欄に「該当なし」と記載している ③確認項目については別紙にて適否を確認しているものの、「適」「否」の選択の記載がなく、備考欄に「別紙参照」の旨の記載もない</p> <p>上記の場合、事後的に第三者が確認した際に、振興局において市町村の事務手続の検証が行われたかがわかりにくい状況にあるため、確認内容の残し方を明確にすべきである。</p>	<p>現地調査確認票について、記載方法を「該当しない項目は斜線により抹消」に統一する改正を行い、確認内容の残し方を明確にしました。</p>
<p>第24 中小企業総合振興資金貸付金</p> <p>意見 25</p> <p>【効果的な融資制度の周知方法を検討すべきである。】 「中小企業総合振興資金 新規融資実績」によるとH30年度～R2年度のいずれの年度においても融資実績が低い水準で推移している貸付メニューがある。 中小企業総合振興資金の普及啓発のため道はこれまでに ・HPでの周知 ・金融機関や商工会議所・商工会などへのパンフレット配布 ・金融機関や支援機関における研修やセミナーの場での周知PR ・支援機関などにおける会報誌への掲載やパンフレットの同封 ・税理士会や行政書士会など士業関係機関の会報誌へのパンフレット同封</p> <p>などの方法で融資制度の周知を実施しているものの、融資実績が低い水準で推移している貸付メニューがあることから、道は効果的な融資制度の周知方法を改めて検討すべきである。</p>	<p>中小企業総合振興資金の利用促進に向け、HPを活用した周知、支援機関や士業関係機関を通じた周知などに取り組みとともに、金融機関等と意見交換を行うことで効果的な利用促進の方法を検討するなど、引き続き融資制度の普及啓発に取り組むこととしました。</p>
<p>意見 26</p> <p>【適切な成果指標を設定すべきである。】 中小企業総合振興資金貸付金については、成果の測定方法及び成果指標が定められていない。 中小企業総合振興資金貸付金については、中小企業者等の経営基盤の強化、事業の活性化を図り、本道産業経済の発展に資するため、金融機関に原資を預託して中小企業者等に対する必要な資金の融資の円滑化を図ることを目的として実施しているのだから、中小企業金融の円滑化に関連づく測定可能な成果指標を定めることを検討する必要がある。 一方で、本振興資金貸付金は、道内中小企業の日々の資金繰り支援への貸付のほか、災害復旧や関連倒産防止などといった社会のセーフティネットを担う貸付、また道政の各般の施策を後押しする貸付など、多様な目的に対応していることから、適切で計測可能な成果指標を定めること自体が困難であると考えられるため、道は中小企業金融の円滑化に向けた施策を推進するにあたり、中小企業総合振興資金の融資実績を適切にモニタリングするほか、各機関が発表する中小企業者等の資金繰りに関する指標を注視するなど、中小企業者等に対する必要な資金の融資の円滑化が図られているかどうか適切に把握していくことが必要である。</p>	<p>中小企業者等に対する必要な資金の円滑化が図られているかどうか把握するため、中小企業総合振興資金の融資実績を注視するほか、日本銀行が発表する中小企業者等の資金繰りに関する指標や、北海道信用保証協会の代位弁済の状況などを注視していくこととしました。</p>
<p>第25 中小企業総合振興資金貸付金（北海道信用保証協会損失補償金）</p> <p>意見 27</p> <p>【財政的援助団体等監査の監査範囲を見直すべきである。】 北海道信用保証協会への監査にあたり、道及び道監査委員事務局から、包括外部監査の範囲については、「北海道外部監査契約に基づく監査に関する条例」において「道が地方自治法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの」と定めており、法199条第7項は監査委員の職務に係る規定であるため、北海道監査委員が実施する財政的援助団体等の監査の範囲と同様になる。道監査委員では当該監査において、協会の保証業務は対象外としているため、包括外部監査においても同様となるとの説明を受けた。 本補償金は特定の融資に対して協会が保証した債務について、代位弁済となった場合にその損失を補償するものであり、補償金の執行と保証業務は一連の事務であることと保証の精度が高まるほど道のリスクが減ることなどを考えれば、監査委員による財政援助団体等の監査対象に含むことで、より効果的な監査となることが期待できる。 このため、道及び道監査委員においては、監査の範囲を見直し、財政的援助団体等に対し、より効果的な監査を実施すべきである。</p>	<p>地方自治法第199条第7項に規定する監査については、「監査の対象は、財政的援助に係るもので、出納その他の事務の執行の範囲内に限られるから、当該財政的援助を受けているものの行う事業の事業計画の適否等で出納その他の事務の執行とは思われないものについては、直接にこれを監査の対象とすることはできない」とされており、故意又は重大な過失により損失補償金の返還等があった場合を除き、保証業務については、監査対象に含むことは困難であると考えます。</p>

	改善を要する事項	講じた措置
意見 28	<p>【適切な成果指標を設定すべきである。】</p> <p>中小企業総合振興資金貸付金（北海道信用保証協会損失補償金）については、成果の測定方法及び成果指標が定められていない。</p> <p>中小企業総合振興資金貸付金（北海道信用保証協会損失補償金）については、中小企業者等の経営基盤の強化、事業の活性化を図り、本道産業経済の発展に資するため、中小企業者等に対する必要な資金の融資の円滑化を図ることを目的として実施していることから、中小企業金融の円滑化に関連づく測定可能な成果指標を定めることを検討する必要がある。</p> <p>一方で、中小企業総合振興資金貸付金（北海道信用保証協会損失補償金）は、道内中小企業の日々の資金繰り支援への貸付のほか、災害復旧や関連倒産防止などといった社会のセーフティネットを担う貸付、また、道政の各般の施策を後押しする貸付など、多様な目的に対応していることから、適切で計測可能な成果指標を定めること自体が困難であると考えられるため、道は中小企業金融の円滑化に向けた施策を推進するにあたり、中小企業総合振興資金の融資実績を適切にモニタリングするほか、各機関が発表する中小企業者等の資金繰りに関する指標を注視するなど、中小企業者等に対する必要な資金の融資の円滑化を図られているかどうか適切に把握していくことが必要である。</p>	<p>中小企業者等に対する必要な資金の円滑化が図られているかどうか把握するため、中小企業総合振興資金の融資実績を注視するほか、日本銀行が発表する中小企業者等の資金繰りに関する指標や、北海道信用保証協会の代位弁済の状況などを注視していくこととしました。</p>
第26	交通事業者利用促進支援事業	
意見 29	<p>【適切な成果指標を設定すべきである。】</p> <p>補助金の交付における明確な指標が設定されていなければ、当該事業の成果について判別することができない。指標の例としてはコロナ禍以前の交通事業者ごとの利用者数等へ回復状況があげられる。コロナ収束による回復か、補助金支給の効果の依るものか明らかな峻別は困難な一面はあるが指標の設定は必要である。なお、担当部では毎月交通事業者から利用状況の報告を受けモニタリングを実施していることとされており当該数値について分析を実施することにより指標として活用することができる。</p>	<p>本事業は、長期化するコロナ禍の影響に伴う利用者の減少によって、交通事業者が厳しい経営環境におかれているとの認識の下、失われた交通需要の回復を図っていくことを目的としていることから、成果指標として、各交通事業者における月ごとの利用者数の実績において、コロナの影響が生じる前の通常年の同月比100%以上を設定することとしました。</p>
意見 30	<p>【コロナ対策（支援）事業を統括する機能を有する役割の設置が検討されるべきである。】</p> <p>コロナ禍における需要減少対応ないし消費喚起策案としては、交通事業者利用促進支援事業（総合政策部交通企画課）、プレミアム付き商品券支援事業（経済部中小企業課）、道産品消費喚起特別割引事業（経済部食産業振興課）、教育旅行支援事業費（経済部観光振興課）および観光誘客促進道民割引事業費（どうみん割）（経済部観光振興課）等が各担当部署において実施されている。当該事業においては、類似する各事業の業務の実施過程における相互の情報交換、協働的な作業内容の検討、施行効果の検討等を更に深く組織を横断した基本的な方針の共有を行うことは効果的な業務運営が期待できるものである。例えば、事業の周知においても相互に行うなども考えるものであり、全庁的に企画調整を担う部局において、これらを取り纏める機能を有する役割の設置について今後検討される必要がある。</p>	<p>類似事業の実施部局との連携を図り、同時に周知することによる効果が見込める事業については、相互に周知を行うなど、横断的な連携を図ることとしました。</p>
第27	教育旅行支援事業	
意見 31	<p>【適切な成果指標を設定すべきである。】</p> <p>教育旅行支援事業については、成果の測定方法及び成果指標が定められていない。</p> <p>教育旅行支援事業については、道内で実施する教育旅行において、新型コロナウイルス感染症対策として、貸切バス及び宿泊施設での感染リスク低減に取り組むために必要な費用を支援することと目的として実施していることから、教育旅行の実施回数や費用支援効果に関連づく測定可能な成果指標を定めるべきである。</p>	<p>本事業を利用した学校に対し、本事業によってバス・宿泊施設の利用に際し感染症対策を実施し旅行することができたかについてアンケート調査を実施しました。</p> <p>また、本アンケートにおいて、90%以上の「できた」の回答を得ることを成果目標として設定しました。</p>
意見 32	<p>【事業終了後のアンケートに、事業の主目的に関する事項を含めるべきである。】</p> <p>教育旅行支援事業に係る委託業務報告書（令和3年3月19日付）を確認したところ、事業終了後のアンケートの質問項目で円グラフにされているものは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局のスタッフ対応</li> <li>・本事業申請が事業者の収益改善に貢献したか</li> <li>・次年度も本事業の継続を期待するか</li> <li>・本事業の助成制度は北海道の教育旅行を実施するきっかけとなったか</li> </ul> <p>の項目であった。</p> <p>事業の主目的は「貸切バス及び宿泊施設での感染リスク低減に取り組むために必要な費用を支援すること」であるため、アンケート項目に「当事業における感染リスク低減の取り組みは十分だったと言えるか」なども含めるべきである。</p>	<p>本事業を利用した学校に対し、本事業によってバス・宿泊施設の利用に際し感染症対策を実施し旅行することができたかについてアンケート調査を実施しました。</p> <p>また、本アンケートにおいて、90%以上の「できた」の回答を得ることを成果目標として設定しました。</p>
第28	プレミアム付商品券発行支援事業	
意見 33	<p>【要綱の改定を検討すべきである。】</p> <p>当事業の商品券プレミアム率は50%が上限とされているものの、市町村からの要望や地域の実情によって、50%を超えるプレミアム率を設定する商品券の発行を認めた。その結果、400%のプレミアム率を設定する市町村もあった。</p> <p>このような措置は経済合理性がないとは言えないものの、要綱とは整合しない実態が生じている。商品券のプレミアム率は、本事業の重要な事項と考えられるところ、実態との乖離を解消するべく要綱の変更を検討されたい。</p>	<p>本事業は令和2、3年度にそれぞれ単年度事業として実施しており、令和3年度はプレミアム率の特例を設けておりません。</p> <p>事業が終了していることから、今後、同様の特例を措置する場合は、要綱により明示的に定めるなど、要綱の適切な制定に努めていきます。</p>
意見 34	<p>【変更承認申請手続きがとられていない。】</p> <p>A市が発行した飲食店を対象とする商品券について、12,046枚を発行したものの、利用は7,240枚にとどまった。要綱17条但書によれば20%を超える変更がある場合には、変更承認申請を行わなければならないものの、このような手続きは取られていなかった。</p>	<p>A市から変更承認申請を失念した経過等に係る理由書を実績報告書提出時に徴収し、以後の適正な事業執行に努める旨を確約させていることに加え、変更承認申請に係る手続きが未済であるものの、実績報告書に係る審査により、補助事業の実施による成果、補助事業者及び間接補助事業者による事業執行が適正と認められることから、本手続きの未済についてはやむを得ないと判断し、事業を完了し補助金の額の確定を行ったものです。</p>
意見 35	<p>【適切な成果指標を設定すべきである。】</p> <p>本事業には成果指標の設定がない。他方で、新北海道スタイルを広く道内に広めるとともに地域経済の発展に向けた地域内外の消費循環を図る取り組みを市町村と連携して推進することが本事業の目的として定められている。本事業の目的にそって、広くプレミアム商品券の発行や利用を促進させることに関連する成果指標を定めることは、可能であり、比較的容易であると考えられるところ、道は本事業に関し成果指標を設定すべきである。</p>	<p>本事業は令和2、3年度にそれぞれ単年度事業として実施しており、事業が終了していることから、今後、同様の事業を実施する場合は、成果指標の設定を含め、事業の目的が達成されるような制度設計を検討していきます。</p>
第29	産地生産基盤パワーアップ事業	
意見 36	<p>【適切な成果指標を設定すべきである。】</p> <p>本事業は、水田・畑作・野菜・果樹等の耕種作物について、国際競争力を強化するとともに、生産体制を一層強化するため、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援すること、及び、産地の生産規模を維持し、農業用ハウスや果樹園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等や堆肥の活用による全国的な土づくりの取組を支援することを目的として実施するものである。しかしながら、事業の成果にあたっては、農業産出額が成果指標とされているため当該事業の寄与度が明らかではない。</p> <p>従って、道は、「水田・畑作・野菜・果樹等の耕種作物の生産体制の強化」に対する寄与度を示す成果指標の設定を検討すべきである。</p>	<p>第6期北海道農業・農村振興推進計画（令和3年（2021年）3月策定）で定める主要品目のうち耕種作物の生産努力目標における生産量を成果指標とすることとしました。</p>